

令和4年度第7回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年 10月12日(水) 午後1時30分から午後2時25分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (19名)

会長	4番	濱田 香	会長職務代理者	6番	田 渕	緑
委員			委員	14番	福 安	修
〃			〃	15番	上 田	壽 一
〃	3番	河 毛 早 苗	〃	16番	藏 内	敏 博
〃	5番	下 田 義 男	〃	17番	砂 川	重 雄
〃	7番	建 部 憲 二	〃	18番	依 藤	利 一
〃	8番	川 上 信 温	〃	19番	竹 森	潔
〃	9番	猪 口 実	〃	20番	香 川	恵
〃	10番	福 田 克 彦	〃	21番	柳 田	和 廣
〃	11番	中 村 精	〃			
〃	12番	福 田 淳一郎	〃			
〃			〃	24番	岩 永	正 司

4. 欠席委員 (4名)

委員	2番	村 田 幸 範	委員	22番	石 谷	隆
委員	13番	山 田 準 二	委員	23番	加 藤	修

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：7名)

せんだい	有 田 裕	高草	前 田 洋
高草	宮 本 計 温	福部町	谷 口 泰 彦
河原町	徳 田 寿 秋	用瀬町	小 林 照 美
気高町	浜 辺 信 康		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第 41号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第 42号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第 43号 非農地証明について
 議案第 44号 鳥取市農用地利用集積計画について
 議案第 45号 鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

(1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
 (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
 (3) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
 (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 田中局長補佐 堀係長 坂本主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
事務局 長	ただ今から、令和4年度第7回鳥取市農業委員会総会を開会します。 農業委員会憲章の唱和は省略します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
事務局 長	まず、定足数の確認ですが、議席番号2番 村田委員、議席番号13番 山田(準)委員、議席番号22番 石谷委員、議席番号23番 加藤委員より欠席の報告がありましたので、委員23名中19名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号10番 福田(克)委員、11番 中村(精)委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号29番と整理番号31番の計2件あります。整理番号29番は赤子田と河原町布袋で売買による所有権移転、整理番号31は同じく赤子田で贈与による所有権移転です。 すべての申請が農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。
議長	整理番号29番を審議します。担当推進委員、有田委員の報告をお願いします。
有田委員	10月4日に建部委員、河原町担当の岩永委員、徳田委員、事務局と共に現地確認をいたしました。 現在は、河原町布袋のところは、稲が刈り取りされた後でした。もう一つの赤子田の方につきましては、雑草が多少生えていたものの、以前から作物が植えられていた形跡がありますし、十分再生可能な状態だと思いました。買受される譲受人は、この同じ地域で40年以上農業をされている方でありまして、自己所有地約69アール、ここで水稻を主に栽培されております。トラクターや田植え機、コンバインを所有しておられます。周辺の農地への影響はなく問題はないと考えます。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
建部委員	有田推進委員が詳しく説明されましたので、私の方からは何も言うことはありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号29番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号31番を審議します。担当推進委員、有田委員の報告をお願いします。

有田委員	<p>同じ10月4日に建部委員、事務局と共に現地確認をいたしました。</p> <p>現状、申請地は生産されていないような形でありましたけれども、草取りはきれいにされていた状態でした。贈与を受けられる譲受人は専業で農業を、所有地は1.6ヘクタール、その他に借入地も7.3ヘクタール、主に飼料作物を生産されておられまし、トラクター3台を始め、プラウ、パワーハロー等の機械を所有して、地域の担い手として広範囲に生産されておられます。周辺農地の栽培の水稻等に影響することはないと考えます。</p>
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
建部委員	有田推進委員が詳しく説明されましたので、私の方からは何も言うことはありません。
議長	<p>質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議長	<p>無いようですので採決に移ります。</p> <p>整理番号31番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。</p> <p>以上で議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。</p> <p>続きまして議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号30番から34番の5件です。</p> <p>整理番号30番、申請地は赤子田、転用目的は駐車場となっています。農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続です。</p> <p>整理番号31番、申請地は西今在家、転用目的は駐車場となっています。農地区分は第1種農地、許可根拠は既存施設の拡張です。</p> <p>整理番号32番、申請地は用瀬町鷹狩、転用目的は建築条件付売買予定地となっています。農地区分は第3種農地、許可根拠は許可不要です。</p> <p>整理番号33番、申請地は用瀬町鷹狩、転用目的は墓地となっています。農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続です。</p> <p>整理番号34番、申請地は鹿野町今市、転用目的は住宅建築となっています。農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。</p>
議長	整理番号30番を審議します。担当推進委員、有田委員の報告をお願いします。
有田委員	10月4日、農業委員、事務局とで現地確認を行いました。一家の所有する車が増えるということで畑にしているところ駐車場にされるということです。隣接する土地は、西側と南側は所有者の土地、北側と東側には水路と道路がありますが、農地とは隣接していませんので問題ありません。違反転用もされておられませんので、問題ありません。
議長	引き続き、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建部委員	有田推進委員が、詳しく説明したので、何もありません。
議長	<p>質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議長	無いようですので採決に移ります。

		整理番号30番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 引き続き、整理番号31番を審議します。担当推進委員、宮本委員の報告をお願いします。
宮本委員		10月3日、依藤農業委員、前田推進委員、事務局、賃借人で現地確認を行いました。現地は県道沿いでゴルフ練習場の駐車場と隣接している土地です。利用者の増加と敷地内にフィットネスクラブを開設したことにより駐車場が不足していることから、隣接している土地の申請となったとのことです。現状は遊休地であります。隣接する農地には影響のないように施工する計画となっており、問題ないと思います。
議	長	引き続き、担当農業委員、依藤委員の報告をお願いします。
依藤委員		宮本推進委員が説明したとおりで、問題ないと思います。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号31番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号32番を審議します。担当推進委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員		10月7日、猪口農業委員、池本推進委員、事務局、私で現地確認を行いました。現地は水田で、北側は宅地分譲地。南側の農地は譲渡人の土地で、雨水排水については、地元の水利組合と協議されており、問題ないと判断いたしました。
議	長	引き続き、担当農業委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪口委員		小林推進委員の報告のとおりで、駅から300m以内ですので、問題ないと思います。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号32番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 引き続き、整理番号33番を審議します。担当推進委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員		10月7日、猪口農業委員、池本推進委員、事務局、私、譲渡人で現地確認を行いました。現地は果樹が植えてあります。現地の山側には、墓地が多く設置されています。譲受人の墓地は現在、山の中にあって、参りにくくなったので、移転するものです。周辺の状況からも問題ないと判断しました。
議	長	引き続き、担当農業委員、猪口委員の報告をお願いします。

猪口委員	小林推進委員の報告のとおりで、問題ないと思います。
議長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号33番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 引き続き、整理番号34番を審議します。担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員	私と建築業者で現地確認を行いました。現場は、地図を見てもわかるよう区画整理がされており、1年に1度申請が出ている地域です。業者によると3筆に分筆するそうです。2棟は親子が建て、残りは建売です。雨水は雨水桝を設置されますし、汚水は下水道へ流されます。何ら問題ないと思います。
議長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号34番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。 引き続き議案第43号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号84番から89番までの全部で6件となります。市街化区域は86番、1件となっております。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議長	整理番号84番を審議します。担当推進委員、徳田委員の報告をお願いします。
徳田委員	10月4日に農業委員と事務局の3名で現地確認しました。現地は建物が建っており、これを農地復元するのは無理であります。非農地証明が適当ではないかと判断しました。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号84番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号85番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員	10月4日に農業委員と事務局の3名で現地確認しました。申請地は20年以上耕作されておらず孟宗竹で竹林となっております。農地復元は無理な場所になりますの

		で、非農地とすることはやむを得ないと判断しました。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号８５番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 引き続き整理番号８６番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号８６番、こちらは市街化区域になります。申請地は湖山町南三丁目、現況は２０年以上前から耕作しておらず、現在はアスファルト舗装されており、駐車場として使用されているというものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から２０年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地になります。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号８６番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。 整理番号８７番、８８番一括で審議します。担当推進委員、浜辺委員の報告をお願いします。
浜 辺 委 員		１０月６日に農業委員と事務局２名、合計４名で現地確認しました。２０年以上前から耕作しておらず、雑草や灌木が生い茂っている原野となっております。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号８７番、８８番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認いたしました。 整理番号８９番を審議します。担当推進委員、前田委員の報告をお願いします。
前 田 委 員		１０月５日に農業委員と推進委員、事務局と合計４名で現地確認しました。議案の方には自然潰廃となっておりますが、図面をご覧くださいますと、周辺の工業団地と一体的に造成された人工的な潰廃地であろうと判断をいたしました。チェックシートの①番から③番までには該当しません。該当するとすれば④番の人為的潰廃地ではありますが、開発許可等の他法令の許可を取得しているかどうか確認できていません。現時点では確認できていませんので、チェックシートの④番に該当するかどうか判断できませんが非農地であることは間違いありません。現状の通り報告をさせていただきます。
議	長	質疑・意見はございませんか。ないでしょうか。
竹 森 委 員		追加の説明があるのですか。

議	長	ありません。チェックシートの①番から④番までありますが、どれにも該当しないという現状の報告がありました。
竹 森 委 員		この④番の問題になっている、開発行為等の他法令による許認可、これは要件ですか。事務局に確認します。これは無視をして良いということですか。
事 務 局		無視をして良い訳ではありませんが、確認が取れないなら、やむを得ないと判断します。
議	長	チェックシートには該当しないが、現地は非農地ということで、委員の皆さんに意見を伺いたいということです。非農地として承認させてもらうということでしょうか。質疑・意見がなければそのようにさせていただきます。
議	長	質疑・意見はございませんか。
浜 辺 委 員		担当農業委員の意見を伺いたい。
依 藤 委 員		先ほどもありましたが、自然潰廃ではなく人為的潰廃ということは間違いありません。今後この農地を復元して生産できるかという点では難しい。そういうことから判断すると問題ないので、やむを得ないと思います。
議	長	農業委員会としては、現在、非農地の状況であるということと、復元して農地として利活用できる状態ではないということです。皆さんよろしいでしょうか。 (異議なし)
議	長	整理番号89番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 以上で議案第43号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第44号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		鳥取市長から、令和4年10月25日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが新規7件、更新6件、計13件となっておりまして、面積は田が22, 231㎡、畑が13, 418㎡、その他が5, 199㎡、計40, 848㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権が10件、使用貸借による権利が3件となっております。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。
議	長	議案第44号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第44号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第45号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>鳥取市長から農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し農業者等に配分する農地の面積は、田が77,483㎡、総計も77,483㎡となっています。</p> <p>権利種別の内訳は、賃借権34件、使用貸借による権利が11件の合計45件となっています。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。</p>
<p>議長</p>	<p>一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、採決に移ります。 議案第45号「鳥取市農用地利用配分計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。</p> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (3) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
<p>議長</p>	<p>無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和4年度第7回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: center;">閉会 午後2時25分</p>